

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

一定の要件を満たす**重度**または**中程度**の障がいがあり、日常生活において**常時特別の介護**を必要とする場合には、手当が支給されます。障がいの範囲や程度はそれぞれ法律で定められており、医師の診断書等に基づき認定されます。詳しくは、各手当の担当窓口へお問い合わせください。

特別障害者手当

身体または精神に著しい**重度**の障がいを有する**在宅の人**に対して支給される手当です。

《問い合わせ先》
高齢障害課障害福祉係
(☎ 82-1170)

●受給することができる人

20歳以上で、おおむね身体障害者手帳1級程度の障がいや2級程度の障がい、精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がい重複していたり、これらと同程度の疾病・精神障がいを有している場合で、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の人

●手当の額 月額 26,440 円

※申請者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が制限基準額を超えている場合や、施設に入所していたり、継続して3か月を超えて入院している場合には、手当は支給されません。

障害児福祉手当

身体または精神に**重度**の障がいを有する**20歳未満の在宅の児童**に対して支給される手当です。

《問い合わせ先》
高齢障害課障害福祉係
(☎ 82-1170)

●受給することができる人

20歳未満で、おおむね身体障害者手帳1級程度の障がいや2級程度の障がい、精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする**在宅の児童**

●手当の額 月額 14,380 円

※申請者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が制限基準額を超えている場合や、施設に入所していたり、継続して3か月を超えて入院している場合には、手当は支給されません。

特別児童扶養手当

身体または精神に**中程度以上**の障がいを有する**20歳未満の児童**を監護する**父母**または**養育者**に対して支給される手当です。

《問い合わせ先》
児童福祉課児童家庭係
(☎ 82-1175)

●受給することができる人

20歳未満で、おおむね身体障害者手帳1級～4級程度の障がいまたは療育手帳の交付を受ける程度の障がいを有する児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人

●手当の額 障がいに応じて1級、2級に規定されています。

- ・1級（重度障害児） 月額 50,750 円
- ・2級（中度障害児） 月額 33,800 円

※申請者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が制限基準額を超えている場合や、児童が施設に入所している場合には、手当は支給されません。

※認定および等級は県知事により決定されます。